

工事検査における主な指摘事項

岩手中部水道企業団総務課契約管理係

令和7年5月

1. 提出書類等

- ・ 契約書及び仕様書等で定めている提出書類の提出期限が守られていない。
(コリンズ登録【契約締結時は契約締結後土日祝日を除く 10 日以内に登録】)
(建設業退職金共済証紙購入状況報告書【契約後 1 か月以内】)
(建設労災補償制度加入状況報告書【契約後 5 日以内】)
※建設労災補償を更新した際は更新した旨報告のこと。
- ・ 契約書及び仕様書等で定めている提出書類が未提出。また、添付書類なし。
(配管技能者選任届、下請負人通知書、下請調査書、変更契約後の工事工程表及び施工計画書など)
(現場代理人、主任技術者等の経歴書に添付する各種資格証の写し)
- ・ 所定の様式を使用していない。また、最新の工事関係様式を使用すること。
(企業団ホームページ確認のこと)
- ・ 書類の日付が空欄。また、署名欄があるのに未記入、押印がない。
(工事打合簿、確認・立会依頼書等に押印漏れあり)
- ・ 建設業退職金共済証紙の購入額が標準購入額を下回った場合は、理由を記入すること。
- ・ 履行報告書の提出に漏れがある。
- ・ 工期延長請求書の添付資料不足(天候等の状況が確認できる資料)。
- ・ 下請負人の通知に漏れがある。
- ・ 確認・立会依頼書は余裕をもって提出すること。
- ・ 契約書別記第 18 条に係る設計書の照査を行っていない。また、事前に仕様書・条件明示事項(過積載防止、地下埋設部の事前調査・報告、官民境界の確認)等を確認していない。
- ・ 完成図書の検査員への提出期限が守られていない。
- ・ 提出書類と提示書類のすみわけをしていない。
(提示書類 ⇒ 新規入場者教育報告書、安全教育訓練実施資料、使用機械・車両の点検整備記録、建退協証紙受払簿)
- ・ 提示書類を検査時に準備していない。
- ・ 完成検査に主任技術者が欠席。
(検査時に説明を行うのは主任技術者の役目であり、場合によっては検査を中止することもあり。)

2. 施工計画書

- ・ 施工計画書の作成にあたっては、各現場で状況が違うので、十分に検討の上作成すること。
(施工計画書は発注者に形式的に提出するだけの書類ではありません。良い品質・安全な施工等を実現する上でなくてはならないものです。)
- ・ 施工計画書の提出遅れ。
(契約締結後 2 か月以上経過) ※工程の遅れは品質低下に繋がります。
- ・ 施工計画書の施工方法をもっと具体的に書くと良い。
- ・ 施工計画書に有資格者一覧表がない。資格者一覧表に住所、生年月日等の個人情報を記載しないこと。
- ・ 積載超過防止対策が施工計画書に明記されていない。また、点検記録がない。

(条件明示事項に明記されている場合あり。要確認。)

- ・保安施設配置計画が未提出。
- ・現場環境改善の実施5項目の計画の記載がない。
- ・施工体制台帳・施工体系図を作成済であるが発注者に提出していない。

(下請負人通知書・下請調書を提出する際一緒に提出すること。)

- ・施工体制台帳・施工体系図の書類作成に不備がある。

(特に多いのが、一次下請を監督する監督員を置いた場合、監督員名の欄が空欄・発注者側の監督員名が記入となっている場合がある。)

- ・下請業者の健康保険・厚生年金・雇用保険の加入状況を確認していない。
- ・施工計画書のとおり施工していない。施工計画書に出来ないことまで記入している。

(現場で施工計画書と別の手順で作業している場合、工事成績での減点につながる場合あり。)

- ・変更契約後に、変更施工計画書を提出していない。
- ・工事工程表届と施工計画書の工程表に相違がある。
- ・下請業者の建設業許可期間が切れている。更新した際は許可証の写しを改めて提出すること。
- ・下請業者の許可業種が契約工事内容と一致すること。
- ・施工計画書に社内検査員を配置すると記載しているが、完成時に社内検査を実施していない。

3. 使用材料

- ・ゴム輪、ポリエチレン管等は屋内保管を原則とし、直射日光を避けること。また、保管状況写真も撮影すること。
- ・材料承諾願に漏れがある。(変更追加資材、路盤材、区画線など)
- ・材料承諾の内容や試験結果は最新のものを添付し提出すること。また、施工時に有効期限が切れているものは最新のものを追加提出すること。
- ・路盤材等の品質証明書類が提出されていない。
- ・保護砂は原則として、砕砂ではなく川砂を使用すること。
- ・工事資材は直置きしないこと。
- ・工事資材の取扱いが雑である。

4. 施工状況

- ・監督員との協議なしに工事着手が遅滞した。
- ・監督員と協議せず、設計書と違う施工を行っている。
- ・掘削深さが1.5mを超える場合は土留工を施すこと。
- ・仕切弁筐の蓋の色が適正に設置されていない。
(「仕切弁(青)」、「排水弁(黄)」、「消火栓(赤)」)
- ・口径・埋設深度に応じた筐を使用していない。
(止水栓筐、弁筐大、中、小)
- ・非金属管布設の際、管下の敷砂の管理をしていない。
- ・施工体系図、建設業の許可票、建設業退職金制度適用事業主の現場標識、労働災害関係成

立票、下請負人に対する通知、緊急連絡表、作業主任者等の標識を現場に掲げていない。

- ・舗装復旧が下請け業者任せになっている。

（現場代理人が直接関与していない）

※弁蓋蓋と路面との段差が規格値外で、手直し指示数件あり。

- ・指示・協議事項は打合せ簿により行うこと。
- ・打合せした事項は工事打合簿に記録し、相互に確認すること。また、施工方法の変更・金銭が絡むものは工事打合簿により行うこと。
- ・GX配管接合時、管表面の塗装に損傷を与え、補修もしていない。（チェーンを直接管に巻いている）
- ・既設給水管を廃止する際（既設分水栓が現れている場合）は、パイプエンドではなくサドルキャップとすること。
- ・サヤ管に納めて布設する際は、サヤ管の管端処理を施すこと。
- ・試掘結果の報告がない。
- ・舗装版を剥ぎ取りトラックに積み込む際は、バケットからはみ出さないように小割りにして積み込むこと。
- ・産業廃棄物運搬車両には運搬車両であることを示す表示を車両の両側に表示すること。
- ・書類上だけの主任技術者・現場代理人で、検査時に適切に説明出来ていない。
- ・主任技術者・現場代理人が疾病等により職務を全うすることが出来ない場合は、別の者を選定し変更届を提出すること。
- ・安全訓練は、下請業者も含め毎月半日以上実施すること。
- ・非金属管にはアルタンシートを使用すること。
- ・消火栓乙字管はメカ受とすること。
- ・給水装置工事が施工範囲の場合は、管理者として給水装置工事主任技術者を配置すること。
- ・道路を通行止めし工事をする際は、消防署へ「道路工事届」を提出すること。

（火災予防条例参照）

- ・工事現場の現場環境改善を行っていない。
- ・監理（主任）技術者は、工事現場内では名札を着用すること。
- ・（施設内での工事の場合）仕様書で定めている保菌検査を実施していない。
- ・φ400 mm以上の管の天端に明示テープがない。
- ・保安施設の設置及び誘導員の配置を適切に行うこと。

（開口部付近への仮囲いがされていなかったことにより歩行者が落下し負傷）

- ・土止め支保工の計画を適正に行い、設置作業は土止め支保工作業主任者が直接指揮すること。

（矢板の根入れが不十分であったため矢板が倒れ作業員が負傷）

5. 出来形・品質管理

- ・配水用ポリエチレン管の水圧テストを仕様書どおりに実施していない。
- ・GXチェックシート、配ポリチェックシートの配管工等の印・サインがない。管接合の記録写真なし。

- ・配ポリ管用 EF コントローラー・専用工具の日常点検シートがあるので活用を。
- ・給水管の水圧テスト（分水栓～止水栓まで）を行っていない。（サドル付分水栓のみ実施）
- ・弁篋据付けの出来形管理を行っていない。
- ・空気弁篋の出来形管理も行うこと。
- ・路床・路盤の密度測定を実施していない。
- ・使用材料の出荷証明書（日水協の品質検査証明書を受けた工場からの証明）がない。
- ・切管寸法測定は適正に行うこと。
- ・出来形不足（切管延長間違い）。
- ・ポリスリーブは口径表示が上になるように施工すること。
- ・ライナー抜けがあり、管が一体化不足となっている。
- ・発生土再利用の場合は、事前に試験を行いその結果を監督員へ報告すること。
- ・乳剤散布にムラがある。
- ・アスファルト舗装の温度管理が適切でない。

6. 工事記録写真

- ・給水切替時の水圧テストの際は時計を置いて写真を撮ると良い。（開始・終了時間の明示）
- ・工事写真の解像度が低い。
- ・床均し状況が暗くて状況が分からない。
- ・施工写真が撮影されていない。特に多いのは下記に示す通り
（道路区画線の施工、切管端部処理、切管の長さ測定、既設管の弁篋撤去、管の吊り下ろし据付け、アスファルト合材の温度測定）
- ・工事写真の出力サイズはサービスサイズとすること。また、ダイジェスト版での提出とせず、全て印刷し提出すること。
- ・写真撮影に工夫が必要
（影が出てしまい真っ黒な写真がある。黒板の字が見えない。スタッフのゼロ値が隠れているなど）
- ・スタッフの数値と黒板に記載している数値が合致しない。
- ・試掘時、既設管の管種・口径が分かるように写真を撮るとなお良い。
- ・夜間や不稼働日の安全対策写真があると良い。
- ・工事写真の不足。（管の吊りおろし据付け、明示テープ表示状況、弁篋撤去状況、仮舗装状況）
- ・弁篋設置、撤去は施工箇所ごとに写真を撮ること。
- ・切管寸法を計測した写真を撮ること。また、切管寸法測定、管接合状況は全箇所撮影すること。
- ・黒板の字が判読出来ない。
- ・防護コンクリートの出来形寸法写真がない。

7. 完成図書

- ・完成図に方角・縮尺の記載がない。既設管と新設管の色分け。
- ・完成図には施工業者名を表記すること。
- ・完成図に、起点・終点・管理No.の標示がない。

- ・完成図の整合性がない。(G-Link、挿し口表記、管割図、給水切替データ表)
- ・GXチェックシート・配ポリチェックシートと管割図・完成図との整合性がない。
- ・管をコンクリート防護・保温措置を施したが、完成図に表記なし。
- ・他の埋設物の状況を完成図に反映すると良い。(試掘結果等の完成図への反映)
- ・完成図への給水番号の表示方法が旧番号で表示となっている。
- ・給水管切替データ票は、給水装置工事の際に重要となるものであるため、作成には留意すること。
- ・給水管切替データ票等の表記・シンボル間違い。(口径 30 mm以上は仕切弁)
- ・給水切替データ票に横断図を表記すること。
- ・給水管切替データ票の提出が検査当日。(事前に確認出来ない)
- ・交通誘導員の数量が分かる資料がない。
- ・道路使用許可書の写しが未提出。
- ・アフターサービス連絡表が未提出。
- ・チェック用に管割図にチェックシートの管No、継手Noを表記した図面があると良い。
- ・建設副産物関係書類が未提出。
- ・施設更新工事等の際は撤去図もあると良い。
- ・機器の予備品がある場合は、予備品リストを作成すること。
- ・安全教育、訓練等の実施が分かる書類が未提出。
- ・完成図の延長に誤りがある。

8. 現地検査

- ・現地検査時に資料を準備していない。
- ・オフセット図がない。或いはオフセットの数値が間違っている。
- ・同一構造物からの引照点は1点とすること。
- ・オフセット基点は、撤去の恐れがない地先境界杭等必ず3点以上の引照点とすること。
- ・舗装展開図が現地と合わない。
- ・既設弁筐の撤去漏れ。
- ・止水栓筐が舗装に埋まっていた。
- ・仕切弁、止水栓は維持管理が容易で操作が出来る箇所を十分に検討した上で設置すること。
- ・空気弁の補修弁レバーは管に対して水平に設置すること。
- ・舗装面積求積図を用意しておらず、現地検査が出来ず、可否を保留とした。
- ・除雪業者が弁筐を破損。引渡しまでは受注者が責任をもって管理すること。
- ・ライナー抜けがあり、管の一体化長さ不足。(手直し指示)
- ・連日の降雪及び圧雪状態により舗装面積・測点間距離の計測が出来なかった。
(事前に除雪作業を行っていない)
- ・排泥管の末端にグレーチング等を設置し、採水・水質確認が出来るようにすること。
- ・排水管は側溝断面に突き出さないように設置すること。
- ・検査前に現地の清掃を行うこと。
- ・弁筐の高さ調整不足により蓋及び上部枠がG L面より突出しており段差があった。

9. コンサル業務

- ・設計図面（管割図・断面図）の整合性がない（挿し口あり・なし、G-Link、押輪）
- ・既設管の弁筐撤去費、既設水管橋撤去費、区画線復旧等の計上がない。
- ・管割図に押輪のシンボル表示があると良い。また、ストッパーの表記もあると良い。
- ・給水切替がある場合は、給水番号を表記すること。このとき、旧番号を記載しないこと。
- ・テクリスの登録がされていない。
- ・照査は節目毎に行い、1回ごとに確実に行うこと。（まとめて1回で行わないこと。）
- ・設計図面には位置図があると良い。
- ・給水管φ30以上は仕切弁とすること。（表示するシンボルにも注意）
- ・給水管標準断面図に埋設表示シート、敷砂を表記すること。
- ・所定の書類が未提出（業務履行報告書、貸与品借用書等）
- ・空気弁の補修弁レバーは管に対して水平に設置するよう設計すること。
- ・一体化長さが必要な箇所には、その延長を表示すること。
- ・給水切替時の側溝伏越部には、さや管を使うこと。